

平成16年10月26日

周南社協細則第8号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
友愛訪問活動促進事業運営細則

社会福祉法人周南市社会福祉協議会徳山支部友愛訪問活動促進事業運営細則（周南社協細則第3号）の全部を改正する。

改正 平成19年5月14日・平成19年5月30日

（目的）

第1条 この細則は、周南市友愛訪問活動促進事業運営要綱に基づき、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が周南市から受託して行う友愛訪問活動促進事業の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（活動方法）

第2条 地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）は、小地区福祉員会単位に、友愛訪問活動を行う。

2 福祉員は、民生委員児童委員と連携し友愛訪問活動を行う。

（訪問対象）

第3条 訪問対象は、おおむね65歳以上のひとり暮らし老人とする。

（訪問回数）

第4条 訪問回数は、原則として週1回とする。

（業務内容）

第5条 業務の内容は、訪問の対象となるひとり暮らし老人に対して、次に掲げる業務のうち必要と思われるものについて行うものとする。

- （1）安否の確認
- （2）生活・身上及びその他必要な相談、助言
- （3）担当区域の民生委員、保健師及び警察官等との連絡、協力
- （4）事故発見の際の緊急報告

（助成額）

第6条 助成額は、原則として1小地区福祉員会（1民生委員担当区域）あたり年額10,000円とする。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする地区社協は、交付申請書（別記第1号様式）を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第8条 会長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合、その内容を審査して適正と認めるときは、第5条の規定にもとづき、助成金を交付する。

(助成金の取消等)

第9条 会長は、助成金の交付を受けた地区社協が、この細則の規定に違反したときは、助成金の返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 (平成16年10月26日)

この細則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年5月14日)

この細則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年5月30日)

この細則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）社会福祉法人周南市社会福祉協議会会長

地区社協名  
会 長 名 ⑩  
（担当者名）

平成 年度友愛訪問活動助成金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1. 申請額 10,000円×（ ）グループ〈小地区福祉員会〉＝ 円
2. 訪問対象者数 名
3. 友愛訪問活動計画表 別紙1

(別紙1)

友愛訪問活動計画表

平成 年 月 日現在

地区社協名		グループ長名	
-------	--	--------	--

訪問担当福祉員名	対象者名	訪問予定日

(注1) グループごとに作成してください。

(注2) 訪問予定日には、「毎週○曜日」というように曜日を記入してください。